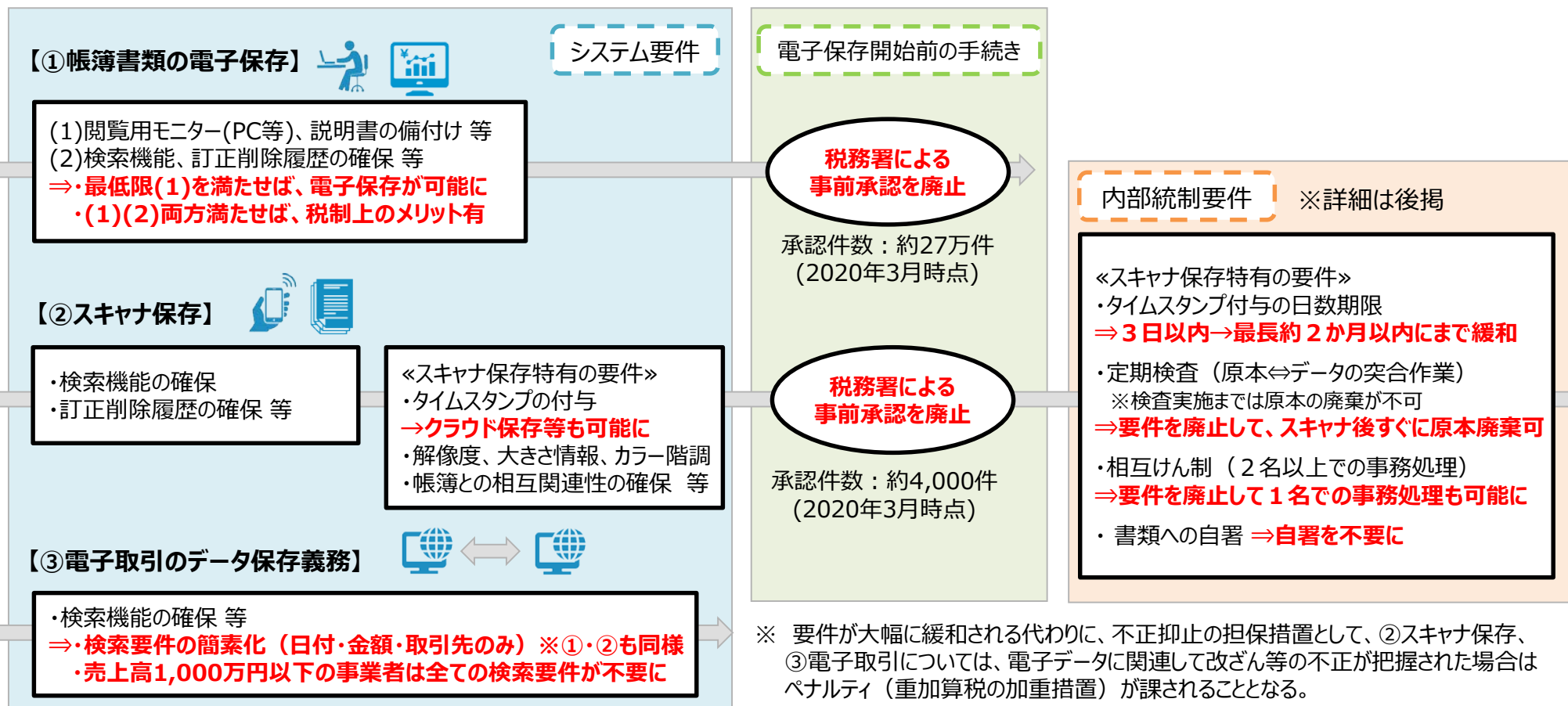


(3-2) 納税環境のデジタル化：電子帳簿保存制度の抜本的見直し

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理電子化による生産性向上、テレワーク推進、記帳水準向上及び適正な課税の実現等の観点から、電子帳簿保存制度を抜本的に見直す。
- システム要件・事前手続き・内部統制要件の三位一体見直しにより、利用促進が大いに期待される。

○ 電子帳簿保存制度の各種要件と令和3年度税制改正大綱における見直し事項（全体像）



(3-2) 納税環境のデジタル化：電子帳簿保存法の概要・スキャナ保存制度の見直し内容

制度整備

- 紙保存が原則である税務関係の帳簿書類につき、以下3つの類型に基づき、データ保存が可能となっている。

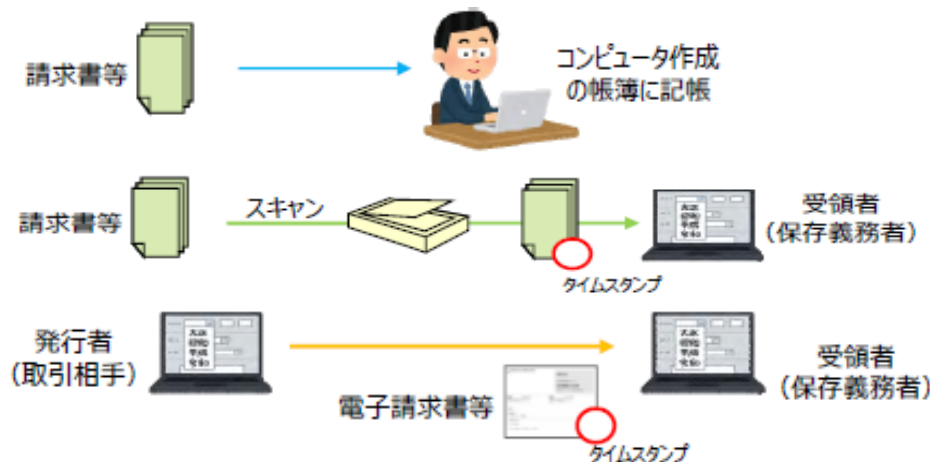
➤ 自己が電子的に作成する帳簿書類

【①帳簿書類の電子保存】

➤ 取引の相手方から受領する書類

【②書面で受け取った請求書等のスキャナ保存】

【③電子的に受け取った請求書等のデータ保存】



- 特にスキャナ保存導入のボトルネックであった厳しい内部統制要件を抜本的に見直し、ペーパーレス化を一層促進。

